

みんなで支える、みんなで助け合う

国民健康保険 後期高齢者医療制度



問合せ先 市民保健課国保年金係（窓口③）②3922

後期高齢者医療制度の保険料について

平成27年度の後期高齢者医療制度の保険料率は下記のとおりです。

保険料の算出方法

- ①所得割額（被保険者の総所得金額等—33万円）×7.57%
- ②均等割額 38,500円
- ①+②=年間保険料（賦課限度額57万円）

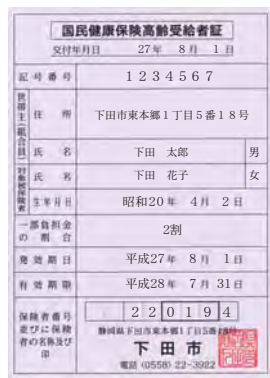


後期高齢者医療保険料のおしらせは8月中旬に郵送します

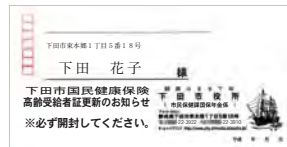
平成26年中の所得に基づき、8月に平成27年度の保険料を決定します。4月、6月、8月の年金から今年度の保険料をすでに納付している方は、決定した額から納めた額を差し引いた、残りの額を納めていただきます。

8月1日から 国保高齢受給者証と後期高齢者保険証が切り替わります

国民健康保険（70歳から74歳）



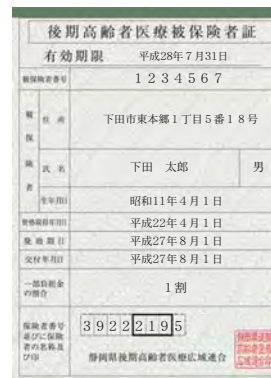
新しい証は
藤色です。
7月下旬に**灰色**の
封筒で郵送します。



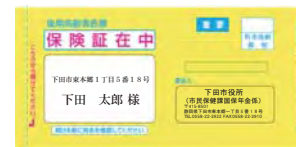
高齢受給者証は70歳の誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から交付されます。これから70歳になる方には、誕生月の下旬に随時高齢受給者証を郵送します。

※有効期限の過ぎた古い証は、細かく裁断し破棄してください。

後期高齢者医療制度



新しい証は
ウグイス色です。
7月下旬に**黄色**の
封筒で郵送します。



これから75歳になる方には誕生日の前月の下旬に随時後期高齢者医療保険証を郵送します。

通院の際には医療費限度額適用制度をご利用ください

医療費が高額になった場合、事前に「限度額適用認定証等」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額に抑えられたり、食事代が減額されます。

70歳未満の方

限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯の方が対象）を交付します。
※国民健康保険税に未納があると限度額適用認定証は交付できません。

70歳以上の方

住民税非課税世帯の方に限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

申請方法 保険証と印鑑を持参のうえ、市民保健課国保年金係まで申請して下さい。

これらの認定証の更新時期も8月1日となります。引き続き利用される場合は、7月下旬以降に再度申請してください。

※後期高齢者医療制度に加入の方で既に認定証をお持ちの方は自動更新され、7月中に送付します。

国民健康保険税の税率が改定されました

国民健康保険の財源は、加入者のみなさまに納めていただいている保険税と国・県・市などからの負担金等でまかなわれています。厳しい経済情勢の中、今後も安定した国民健康保険制度を維持していくため、下記のとおり必要最小限の改定をさせていただくことになりました。加入者のみなさまにはご理解とご協力をお願いいたします。

国民健康保険税の税率表

区分		平成27年度	前年度との比較
全被保険者対象	医療分	所得割	前年中の基準総所得金額×5.5% 改定なし
		資産割	土地、家屋分の固定資産税額×32% 改定なし
		均等割	被保険者1人につき25,300円 改定なし
		平等割	1世帯につき20,600円 改定なし
	賦課限度額	520,000円	+10,000円
40～64歳対象	支援金分	所得割	前年中の基準総所得金額×2.2% 改定なし
		均等割	被保険者1人につき9,600円 改定なし
		平等割	1世帯につき6,100円 改定なし
	賦課限度額	170,000円	+10,000円
40～64歳対象	介護分	所得割	前年中の基準総所得金額×1.8% 改定なし
		均等割	被保険者1人につき12,000円 改定なし
		平等割	1世帯につき4,500円 改定なし
	賦課限度額	160,000円	+20,000円

1年間の国民健康保険税は医療分、支援金分、介護分（40～64歳が対象）の合計額です。合計額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が年間の税額になります。
※基準総所得金額＝総所得－基礎控除33万円

軽減割合と判定所得基準表

7割軽減	国保加入者 全員分の 総所得の合計	≤ 33万円
5割軽減	国保加入者 全員分の 総所得の合計	33万円+被保険者数 × 26万円 ≤ ※改正前33万円+被保険者数 ×24.5万円
2割軽減	国保加入者 全員分の 総所得の合計	33万円+被保険者数 × 47万円 ≤ 基準額が上がり対象基準額の幅が広がりました。 ※改正前33万円+被保険者数 ×45万円

※後期高齢者医療制度に移行した方（旧国保被保険者）がいる場合、移行後の5年間は世帯構成や収入が変わらなければ同じ軽減割合となるように、後期高齢者医療制度に移行した方も含めて軽減の判定をします。
※後期高齢者医療制度でも同様の軽減拡充を行います。

国民健康保険税のおしらせは7月中旬に郵送します

7月に、平成26年の所得にもとづいて平成27年度の国民健康保険税額を決定します。すでに送付されている仮算定額や仮徴収額を納付されている方につきましては、決定した保険税額から納付された金額を差し引いた残額を納めていただくこととなります。

改正1 国保税の課税限度額（上限額）が引き上げられます。医療分が51万円から52万円に、支援金分が16万円から17万円に、介護分が14万円から16万円にそれぞれ引き上げられます

国民健康保険税（国保税）はそれぞれの区分に課税限度額（以下、限度額）が定められ、限度額に達するまでは、前年の所得に応じて増える計算式になっています。

今回の改正は、3つの区分で限度額を引き上げるものですが、これは国民健康保険と社会保険などの被用者保険における保険負担割合の公平性を確保しようとするものです。国民健康保険は昨年度国保税が限度額を超過する世帯の割合が2.3%でしたが、被用者保険は1.0%～1.5%の間となるように法で定められています。この不均衡を縮小していくため、限度額を引き上げることにより、国保税が限度額を超過する世帯を減らします。今年度以降、段階的に1.5%に近づくように限度額を引き上げていくこととなります。

改正2 均等割額・平等割額の軽減制度における軽減対象となる世帯の範囲が拡大されます

国保加入者全員の所得（国保に加入していない世帯主＝擬制世帯主の所得も含まず）の合計が一定基準以下の世帯については、国保税の「均等割額」と「平等割額」を減額する軽減措置があります（7割・5割・2割軽減）。今回、2割・5割軽減の基準額が引き上げられ、軽減の対象基準額の幅が広がります。このように、所得の少ない方により配慮した負担軽減の改正を行います。（ただし、未申告の方が世帯に一人でもいる場合、軽減が受けられないため注意してください。収入がない方も申告が必要です。）